

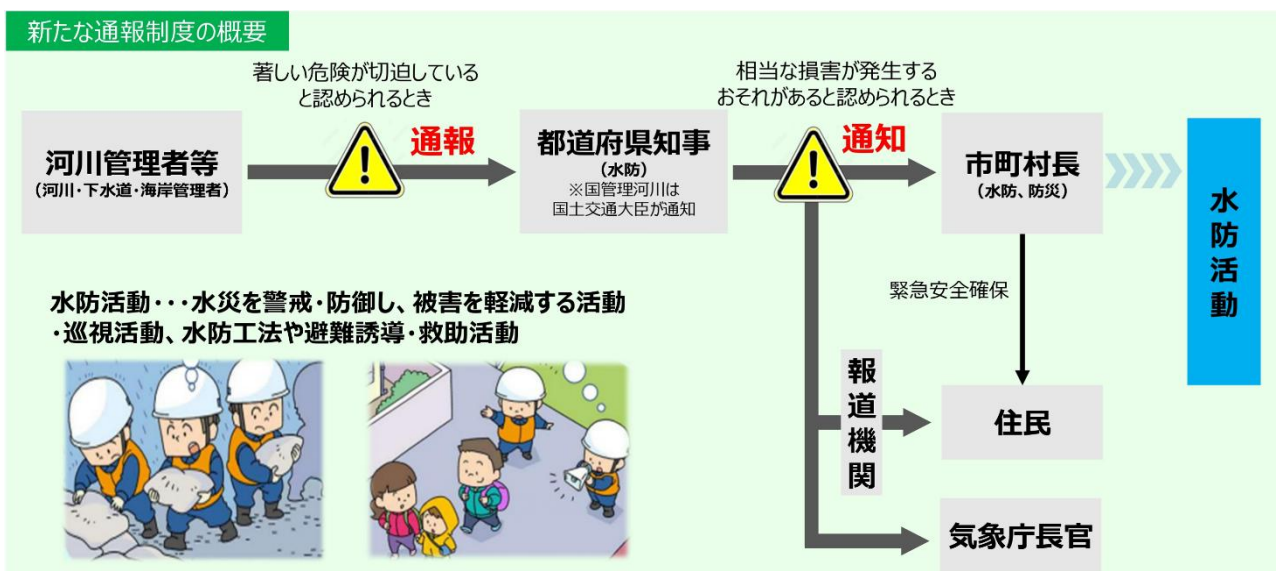
令和8年度宮城県水防計画書（案）変更の概要

1 水防法及び気象業務法の改正に伴う変更（P 2 1 4）

(1) 河川管理者等による氾濫等の通報制度の新設に伴う変更（水防法第24条の2）

河川管理者等から知事に、洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを通報し、知事が水防関係者に通知する制度が新設されたことから、通報対象河川や通報基準、通報及び通知の方法を追加するもの。

なお、通報基準の1つである「氾濫発生水位」の設定については、詳細な検証後に行うこととする。



(2) 決壊発生に係る通報制度の変更（水防法第25条第1項及び同条第2項）

決壊発生を把握した者からの通報先に知事が追加され、通報を受けた知事は通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知することが新たに定められたことから、通知方法等を追加するもの。

2 水位周知河川の追加（P 1 8 4）

名取川(知事指定区間)を水防法第13条第2項に定める水位情報を周知する河川とし、水防計画書に追加する。

名取川の余方水位観測所で定めた各水位に到達した際、警戒レベルに応じた水位情報を発信する。

○余方水位観測所の受け持ち区間

警戒レベル	河川水位	内容	水位 (単位:m)
レベル5相当	氾濫発生 ・氾濫発生水位	氾濫発生(事象) ・氾濫が開始する水位	—
レベル4相当	氾濫危険水位	氾濫が起こる可能性がある水位	6.2
レベル3相当	避難判断水位	避難の目安になる水位	5.9
レベル2相当	氾濫注意水位	水防団が出動する目安になる水位	5.0
レベル1相当	水防団待機水位	水防団が準備する目安になる水位	3.9



3 その他

- 重要水防箇所の見直し (P 11 ~ 83)
- 県管理の水こう門等一覧表の修正 (P 84 ~ 87)
- 水防管理団体等の管理する水防上重要な堰堤、水こう門等一覧表の修正
(P 89 ~ 92)
など